

静岡市斎場条例の一部改正について

静岡市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市斎場条例の一部を改正する条例

静岡市斎場条例（平成15年静岡市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表静岡市清水斎場の項中「静岡市清水区北矢部1452番地」を「静岡市清水区北矢部1481番地」に改める。

第 6 条の前の見出し及び同条を削る。

第 7 条に見出しとして「(使用料)」を付し、同条中「の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、第 5 条」を削り、同条各号を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第10条第 2 項中「利用の許可を受けた際」を「市長が指定する期日までに」に改め、同条を第 9 条とし、第11条から第18条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 6 条関係）

種別		単位	使用料	
			市民に係る場合	その他の場合
死体	12歳以上	1 体につき	10,000円	44,000円
	12歳未満	1 体につき	6,000円	26,000円
妊娠 4 箇月以上の死胎等又は身体の一部		1 体につき	4,000円	17,000円
妊娠 4 箇月未満の死胎等又は産汚物類		1 箱につき	1,000円	4,000円

備考

- 1 「市民に係る場合」とは、死体にあつては死亡時の死亡者の住所が、妊娠 4 箇月以上の死胎等にあつては母の住所が、身体の一部にあつては本人の住所が、妊娠 4 箇月

未満の死胎等又は産汚物類にあつては医療機関等の所在地が市内にある場合をいう。

2 1箱は、10キログラム以下のものとする。

別表第2（第9条関係）

売店施設使用料	年額 1,200,000円以上
---------	-----------------

備考 利用期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とし、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。